

入学考査料、入学料及び授業料等の納付について

(平成27年4月1日現在)

区 分	入学考査料	入 学 料	授 業 料 (通信制課程は通信教育受講料)		
			年 額	納入回数	1回の納入額
全 日 制 課 程	2,200 円	5,650 円	118,800 円	2 回 (注)	第1回： 年額の3/12 第2回： 年額の9/12
定 時 制 課 程	950 円	2,100 円	32,400 円		
定 時 制 課 程 (単 位 制)	950 円	2,100 円	1 単位当たり 1,740 円 ×履修単位数		
通 信 制 課 程	950 円	500 円	1 単位当たり 336 円 ×履修単位数		

(注) 授業料・通信教育受講料の納入回数は2回ですが、分割払をすることも可能です。

1 入学考査料

入学考査料は、所定の納付書により東京都指定金融機関等に納付し、入学願書裏面に領収証書を貼り付けてください。

なお、窓口の営業時間終了後で金融機関に納付できない定時制志願者（昼夜間定時制の志願者を除きます。）に限り、入学願書提出の際、志願校に現金で納付することも認めています。

2 入学料

(1) 合格者には、合格発表時に東京都教育委員会が発行した「東京都立学校入学料納入通知書」を配布しますので、金融機関等で納付してください。納付期限は、合格発表日の翌日を起算日として5日以内です。ただし、5日目が土・日・祝日に当たる場合は、金融機関等の翌営業日になります。

(2) 入学料の納付が経済的に困難な家庭については、入学料を免除又は2分の1減額する制度があります。

3 授業料・通信教育受講料

(1) 高等学校等就学支援金

平成26年4月1日に公立高校の授業料・通信教育受講料は不徴収から**高等学校等就学支援金**へと制度が変わりました。就学支援金制度とは、区（市町村）民税所得割額が30万4,200円未満の世帯で申請のあった生徒本人に代わり、就学支援金を学校が授業料等として受け取る制度です。

ただし、既に高校を卒業したことがある方及び修業年限（全日制36か月、定時制48か月）を超えて在学している方については、就学支援金の対象者とならないため、原則として授業料等を徴収します。申請方法等につきましては、入学した学校の経営企画室にお問い合わせください。

就学支援金の制度の対象となったことがある方は、支給期間である全日制36か月、定時制48か月を超えた場合、卒業までに必要な在学期間のうち、24か月について学び直しの支援金制度の対象となります。

ただし、次のアからウに該当する方は、授業料等の徴収対象となります。

ア 就学支援金制度の対象となっていない方

イ 既に学び直しの支援の受給期間である24か月を超えて在学している方

ウ 保護者の区（市町村）民税の所得割額が30万4,200円以上の方

申請方法等につきましては、入学した学校の経営企画室にお問い合わせください。

(2) 授業料・通信教育受講料の減額・免除制度

授業料・通信教育受講料の徴収対象となる方のうち、授業料等の納付が経済的に困難な家庭については、授業料等を免除又は2分の1減額する制度があります。

詳細は、入学した学校の経営企画室へお問い合わせください。

4 学校徴収金

授業料・通信教育受講料とは別に学校に納付していただくものとして、学校ごとに決定した修学旅行積立金、生徒会費、定時制の給食費等の学校徴収金があります。

学校徴収金の内容・額及び納付時期等につきましては学校によって様々ですので、詳しくお知りになりたい方は各学校の経営企画室にお問い合わせください。

5 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金(奨学給付金)

平成26年度入学生から、授業料・通信教育受講料以外の教育に必要な経費（教科用図書購入費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動等参加費、生徒会費等）の負担を軽減するため、高校生等がいる生活保護（生業扶助）受給世帯及び区（市町村）民税所得割額非課税世帯を対象に奨学給付金の認定を受けた方に給付金を給付します。返済の必要はありません。

給付対象者は、次のアからウの条件の全てに該当する方となります。

ア 高等学校等就学支援金の受給資格を持っている方

イ 生活保護（生業扶助）受給世帯又は区（市町村）民税所得割額非課税世帯の方

ウ 保護者が都内に居住している方

申請方法等につきましては、入学した学校の経営企画室にお問い合わせください。

6 東京都指定金融機関等について

入学考査料等を納付できる金融機関の一覧については、東京都会計管理局のホームページにて確認できます。

※ 東京都会計管理局ホームページ <http://www.kaikeikanri.metro.tokyo.jp/koukinshuunou.htm>
（東京都会計管理局ホームページ内の「東京都公金を納付できる金融機関一覧」を表示します。）